

## 公 益 委 員 見 解

### 第 1 公益委員の結論

公益委員見解として、現行最低賃金額 1,030 円から 60 円(5.83%)の引上げを行い、鳥取県最低賃金額を 1,090 円とすることを提示する。

### 第 2 審議の概要

#### (1) 諮問の内容

令和 8 年 7 月 7 日、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対し、「最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づき、令和 8 年度鳥取県最低賃金(昭和 55 年鳥取労働基準局長最低賃金公示第 1 号)の改正決定について調査審議をお願いします。」旨の諮問が行われた。また、同月 28 日、鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対し、「日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 が閣議決定された。鳥取県最低賃金改定について、これらに配慮した、貴会の調査審議をお願いします。」旨の要請が行われた。

#### (2) 中央最低賃金審議会が示した目安額

中央最低賃金審議会は、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に配慮し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」を考慮した審議を行い、各種指標を総合的に勘案し、令和 8 年 7 月 28 日、令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解を取りまとめた。

公益委員見解の要旨は次のとおりである。

労働者の生計費については、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、昨年 10 月から今年 6 月までで平均 2.1%、「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。また、賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表 における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表 における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加

価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される30人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。その上で、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク54円（4.5%）、Bランク56円（5.2%）、Cランク56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

また、中央最低賃金審議会の答申によれば、「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」とされている。また、「地方最低賃

金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」等と記載されている（令和８年度中央最低賃金審議会答申本文 記１及び記３）。

《令和８年度地域別最低賃金改定の引上げ額の目安》

| ランク | 都道府県                                                                                  | 金額  |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| A   | 埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・大阪                                                                    | ５４円 |
| B   | 北海道・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡 | ５６円 |
| C   | 青森・岩手・秋田・山形・鳥取・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄                                               | ５６円 |

（３）鳥取県最低賃金専門部会における審議経過

令和８年度鳥取県最低賃金額の金額審議は、より丁寧な審議を行い、鳥取県内で経営する使用者及び鳥取県内で働く労働者の双方にとって納得感のある、そして、鳥取県内で生活するすべての人たちに説明できる最低賃金額の改定を目指し、最低賃金法第９条第２項に規定された「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」の法定３要素を踏まえ、地域の実情を反映すべく、各種資料や数値・最低賃金に係る書面による意見聴取結果・参考人からの意見聴取・事業場視察で得た知見等を材料に、また、中央最低賃金審議会から示された目安答申（７月２８日）を参酌しつつ、公労使３者構成の原則を踏まえ、計９回にわたり十分な審議を重ねてきたところである。

第１回専門部会（７月２３日開催）

- ・ 目安ありきの審議はしないということから、あえて目安の出る前の日程で第１回専門部会を設定した。

昨年度、目安の大幅な遅れから他の地域は審議を停止した審議会もあったようではあるが、鳥取県最低賃金専門部会は審議を停止することではなく、予定通りの審議を進めることができた。その結果、８月８日に全会一致をもって結審をした。ここでの教訓は、たとえ目安が大幅に遅れていたとしても、鳥取の実情にあった審議は十分に可能だということである。

また、鳥取県最低賃金専門部会は目安に縛られた審議はしないという公労使３者間の共通認識を表示する意味もありこの日程を設定した。とはいえ、厚生労働大臣の諮問により適正かつ正当な手続きを経て示される目安であることから、最大限尊重し、目安なしの結審はしないとすることは令和７年度鳥取県最低賃金専門部会の計７回の審議において丁寧に確認した次第である。

- ・ 同日実施した県内労働者による口頭意見陳述においては、人間らしい生活を営むためには、時給１，７００円から１，９００円程度が必要であるとの主張がなされた。

なお、現行の鳥取県の最低賃金額は１，０３０円であり、主張通りの金額にするには、７００円程度の急激な引上げが必要となる。本年度中の実現は困難であるものの、今後目指すべき１つの目標として受け止めている。

- ・ 目安が示されていない中ではあるが、労働者側・使用者側双方から、令和８年度鳥取県最低賃金額としてふさわしいと考える素の金額について提示された。

労働者側からは、連合リビングウェイジ２０２５（鳥取県自動車保有の場合）を根拠に、１，４６０円との改定額が提示された。

使用者側からは、鳥取県内の消費者物価指数（総合）が前年度比１．０％の上昇をしていることを根拠に、 $1,030円 \times 1.01 = 1,041円$ （円未満切り上げ）から、１，０４１円との改定額が提示された。

この時点での両者の差額は、４１９円差であった。

第２回専門部会（７月２８日開催）

- ・ 当初予定していた目安は、予定よりも遅れていることから、同日開催の第２回鳥取地方最低賃金審議会において伝達されなかった。
- ・ 令和７年度は、発効日を遅らせる地域が多く、１１月以降の指定日発効が目立ち、越年発効をした地域もあった。

鳥取県は１０月４日に発効した。これは例年どおりの法定発効であった。

鳥取県最低賃金専門部会においては、これまで発効日について積極的に議論をしたことがなかったため、この機会に発効日についての議論を行った。

労働者側委員も使用者側委員も、また公益委員も本年度の発効日については、この時点で、特に動かす必要がないとのことであった。

そのため、鳥取県最低賃金専門部会は、災害等の緊急事態が起こらない限りという条件付きで、本年度も法定発効通りの発効日とする旨を全会一致で確認した。

第３回専門部会（７月３０日開催）

- ・ 中央最低賃金審議会より目安が示されたため、中央最低賃金審議会の公益委員見解及び会長メッセージの確認を行った。

鳥取県はＣランクであることから目安額は５６円であることを確認した。

この目安額についての労働者側・使用者側双方の受け止めについての見解を述べてもらった。

- ・ 各種アンケートの調査結果について確認をした。

調査結果によると労働者・使用者の回答者の約４割が鳥取県の本年度の最低賃金改定額を１，１００円にすべきと考えていることを確認した。

公益委員としては、広く公益の代表であるという立場から、この結果を重く受け止めたいと考えている。

第４回専門部会（７月３１日開催）

- ・ 改めて公労使すべての委員に目安に対する見解を発言していただいた。
- ・ 労働者側からは、連合リビングウェイジ２０２５（鳥取県自動車未保有の場合）を根拠に、１，１５０円との改定額が新たに提示された。

この時点での両者の差額は、１０９円差まで縮まった。

第５回専門部会（８月３日開催）

- ・ 昨年度（令和７年度）８月８日に、当時の最低賃金額９５７円を１，０３０円とする

ことを全会一致で結審した。

この金額は、鳥取県における過去最大の上げ幅であった（73円引上げ）。

また、目安（Cランク64円）からの乖離は9円であった。

発効日については、他の地域とは異なり、遅らせることなく、法定発効どおりの10月4日発効とした。

上記をまとめると、Cランクで最も早く、過去最大の引上げ額で、全会一致で結審したということになる。これは鳥取県最低賃金専門部会においては、ある意味偉業であったと理解している。

このような偉業をなし得たことから、各方面で語られたのは、鳥取県には当時、内閣総理大臣と担当大臣がいたことから何らかの影響を受けたのではないかということである。このようなことは甚だ遺憾であることから、労働者側・使用者側・公益の全ての委員で、外部からの影響は何ら受けておらず、鳥取県最低賃金専門部会は、徹頭徹尾独立性を保って、鳥取県のあるべき最低賃金額について審議を続けていることを確認した。

- ・ 金額については労働者側・使用者側ともに変更はなく、労働者側1,150円・使用者側1,041円のままであった。

第6回専門部会（8月4日開催）

- ・ 結審日については、令和8年度鳥取県最低賃金専門部会が設置される以前に、第1回鳥取地方最低賃金審議会（7月7日開催）において、公労使14名の委員（当時は使用者委員1名が退任のため1名の欠員）全員で、本年度の結審目標日を8月7日とする旨を合意事項としていたが、改めて結審日を予定通り8月7日とする旨を公労使の全委員で確認した。
- ・ 労働者側からは、鳥取県内企業規模10人以上の企業に勤める新規学卒者（高卒女性）の所定内給与額を根拠に、 $177,800 \text{円} \div 157 \text{時間} = 1,132 \text{円}$ から、1,132円との改定額が新たに提示された。

使用者側からは、鳥取県内の消費者物価指数（総合）が前年度比1.0%の上昇をしていることに「政府目標の物価上昇を1%程度上回る賃金の上昇」の1%を加え2%UPをすることを根拠に、 $1,030 \text{円} \times 1.02 = 1,051 \text{円}$ （円未満切り上げ）から、1,051円との改定額が新たに提示された。

この時点での両者の差額は、81円差まで縮まった。

第7回専門部会（8月5日開催）

- ・ 労働者側からは、鳥取県内の短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（女性平均時給）を根拠に、1,118円との改定額が新たに提示された。

使用者側からは、日本銀行の物価上昇目標値の2%に「政府目標の物価上昇を1%程度上回る賃金の上昇」の1%を加え3%UPをすることを根拠に、 $1,030 \text{円} \times 1.03 = 1,061 \text{円}$ （円未満切り上げ）から、1,061円との改定額が新たに提示された。

この時点での両者の差額は、57円差まで縮まった。

第8回専門部会（8月6日開催）

- ・ 労働者側からは、アンケート調査の結果によると労働者・使用者の回答者の約４割が鳥取県の本年度の最低賃金改定額を１，１００円にすべきと考えていることを根拠に、最終提示額として、１，１００円との改定額が提示された。

使用者側からは、現行の鳥取県の最低賃金額１，０３０円に、本年度のＣランクの目安額を加えた金額を、最終提示額として、１，０８６円との改定額が提示された。

この時点での両者の差額は、１４円差まで縮まった。

- ・ 労働者側委員・使用者側委員からこれ以上の歩み寄りが難しいとの表明を受け、部会長による全委員に対する個人面談を実施した。

その中で、本年度の鳥取県の最低賃金額として１，０９０円が適している旨を部会長案として提示した。

- ・ 労働者側・使用者側双方から、これ以上の金額提示が困難である旨・部会長との個人面談時に提示した金額での公益委員見解を提示する旨を求められた。
- ・ 以上のことから、第９回専門部会（８月７日開催予定）において『令和８年度鳥取県最低賃金専門部会公益委員見解』（本見解）を提示するため、同日、鳥取地方最低賃金審議会公益委員会議を招集することとした。
- ・ 鳥取地方最低賃金審議会公益委員会議において、鳥取県最低賃金額を１，０９０円とすることを提示する旨及び本見解が会長兼部会長より提案され、公益委員の全会一致にて金額と本見解を第９回専門部会（８月７日開催予定）において提示することが決定された。

第９回専門部会（８月７日開催）

- ・ 本見解を労働者側委員・使用者側委員に示し判断を仰ぐ。

### 第３ 労働者側委員の主張

#### （１）最低賃金に対する考え方

ア 最低賃金は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準であるべきであり、現在の最低賃金額１，０３０円ではナショナルミニマム水準に達していないといわざるを得ない。

イ 最低賃金法第１条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきである。ナショナルミニマム水準は根拠的にも連合が示すリビングウェッジと考え、鳥取県で働くすべての人が保障されるべきである。

#### （２）目安額に対する受け止め方

ア 中央最低賃金審議会における公労使三者の真摯な議論により示された目安を尊重した審議がなされるべきだと思えるが、目安審議において「セーフティネットとしてのあるべき水準」についての議論がなされていないことと、昨年の中央審議会の運営を総括することなく地方審議会の運営に言及したことは非常に残念である。

イ 昨年は初めてＣランクの目安額（６４円）が、Ａ・Ｂランク（６３円）を上回ったが、今年度はＡランク５４円、Ｂ・Ｃランク５６円と昨年を下回る額を含め、地域間額差は正に寄与した目安額とはいえず、不満の意を表明した。

ウ さらに、目安額の根拠が明確でないうえ、中央最低賃金審議会において労側・使側双方が納得していない目安額を前提に地方最低賃金審議会が審議を進めることは、労使の隔たりを一層拡大させ、審議の進行にも影響を及ぼしている。公労使三者が納得できる目安額が示されるよう改善を強く要望する。

エ そもそも目安額は「あるべき水準」に対して示すべきであり、３要素（「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」）による議論よりも優先されるべきである。

### （３）発効日について

昨年は各地方最低賃金審議会でも最低賃金の大幅な引上げによる指定日発効が多く見られたが、発効日のばらつきは、一時的に全国の最低賃金の均衡が崩れ、発効が遅れた地域ほど労働者の不利益が生じた。平時において発効日の審議を行うことは容認できない。

### （４）金額提示について

ア 「労働者の生計費」については、鳥取市における昨年１０月の最低賃金額改定後から今年の６月までの消費者物価指数が「総合」は前年比１．７６％上昇している。物価上昇は鈍化傾向にあるものの、「ガソリンの暫定税率廃止」や「各種政策」により一定程度押し下げられているに過ぎず、依然として上昇局面にある。特に「食料」品目は、平均４．３％と高くなっていることや２０２６年上半期だけで１万品目以上が値上げされ、８月１日にも１，８９８品目が値上げされることも考慮すべきである。

イ 「賃金」については、現行の鳥取県最低賃金（１，０３０円）では、月額換算１６１，７１０円（可処分所得の月額換算１３０，５００円）であり、生活保護費（生活保護の自動計算サイトで試算：鳥取市１０４，９３０円・倉吉市１０４，５８０円・米子市１０４，５８０円・境港市１０４，５８０円）に近い水準となっている。

ウ また、連合リビングウェイジ２０２５（最低限必要な賃金水準）では、鳥取県は時間単価１，１５０円（月額換算１８０，５５０円）であり、この水準を必達とすべきである。さらに、連合鳥取の本年度春闘賃上げ率は４．６１％と３年続けて高い水準であり、連合集計による有期・短時間契約等労働者の時給賃上げ率（概算）は６．１８％であることから、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

エ 「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の支払能力ではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力であるとの前提のもと、求人における募集賃金が「通常の事業の賃金支払能力」を示す１つの指標であり、その水準はパートタイム労働者の１求人当たりの募集賃金下限額は１，０９７円、平均額は１，１４３円であり、「通常の事業の賃金支払能力」は一定程度、確保されているといえる。

オ 以上の主張を基礎として審議を重ね、令和８年度の最低賃金の金額を第２の（３）のとおり提示した。

## 第4 使用者側委員の主張

### (1) 最低賃金に対する考え方

ア モノの価値を「値段」で表現することができるように、労働の価値を「賃金」で表現できるとするならば、最低賃金は「高ければ高いほど良い」と言った単純なものではなく、モノの「値段」が市場の原理で調整されるように、最低賃金も労働の価値に基づいて調整されるべきものである。最低賃金法の趣旨・目的を十分考慮することに異論はないものの、現実問題として生産性を超えた最低賃金となるような事態は持続的な経済の発展を阻むものであり断じて容認できない。

イ 労働者のセーフティネットとして将来に亘って最低賃金制度を持続する必要があるのであれば、最低賃金であっても経済合理性の原則を無視することはできない。この原則が反故にされるようなことになれば、最低賃金の制度自体を自ら破綻させることになる。

### (2) 目安額に対する受け止め方

ア 中央最低賃金審議会の目安額は、公労使による真摯な協議の結果であり尊重すべきと認識している。特に、近年の過熱気味ともいえる急激な金額の上昇に対して前年度比マイナスの結果を導き出したことは上昇一辺倒の局面に方向性の転換を示す意味で一定の評価はできる。

イ しかしながら、労使の主張に隔たりがあり合意点を探る状況であったとしても、地方審議会に労使双方が「何を根拠にいくらを提示したのか」について具体的に示されなかったことは大変遺憾である。

ウ 加えて、ここ数年目安額が過去最高を更新する状況が続いている状況でB・CランクがAランクに上乘せした金額となったことは、経済上の余力が少ない中小企業・小規模事業者が多い地方の実情を軽視していると言わざるを得ない。

### (3) 発効日について

ア 発効日については、昨年度の審議で改定後の最低賃金の発効日が地域によって最大6か月もの差が生じたことを大変遺憾に感じている。最低賃金は過去の実績に基づき賃金を見直すことで、今現在の労働者の生活の改善を図る仕組みであり、労働者のセーフティネットとしての法の趣旨から考えても、安易に先送りできるものではない。

イ 発効日を先送りすることで使用者側の資金負担を減らすことができたとしても、それは一時的なものであって、年ごとに発効日が変化するような事態は逆に経営上の不安定要素になりかねない。

### (4) 金額提示について

ア 「労働者の生計費」については、鳥取県人事委員会が公表している「鳥取県費目別・世帯人員別標準生計費」を参考にすると、最新の公表データ（令和8年2月）では一人世帯の場合月額116,960円となっており、現在の鳥取県最低賃金（1030円×7時間×20日）で計算した月給144,200円を下回っていることから、既にこの要素は充足されているといえる（参考：令和8年度の鳥取市の一人世帯の生活保護費は104,930円）。

イ 「賃金」については、あくまで労働の対価であり仕事の出来栄（生産性）の「差」を賃金

に反映させた結果として形成されるものである。しかしながら、ここ数年の最低賃金の上昇率は、令和5年が5.39%、令和6年が6.33%、令和7年が7.63%となり、それぞれの年の鳥取県内企業の春闘による平均賃上げ率の令和5年が3.21%、令和6年が4.66%、令和7年が4.62%と比較して、明らかにバランスを欠いた数値となっている。このたび労働局が実施したアンケートの中で、最低賃金が現在のままで良いと回答した労働者が26%もあったことは、労働者の中にも著しく偏った賃金上昇に対しての不満が表れていると感じざるを得ない。

ウ 「通常の事業の賃金支払能力」については、鳥取県内企業の現状を総合的に評価できる指標が少ない中で、中小企業庁が発表した価格転嫁のデータに注目したい。このデータでは、発注企業の所在地ごとに集計した鳥取県の価格転嫁率は37.5%で全国最下位であるとともに、前回集計時からの下落幅19%は全国1位である。続いて受注企業の所在地ごとに集計した鳥取県の価格転嫁率は34.2%でこれも全国最下位であるとともに、こちらも前回集計時からの下落幅20.9%は全国1位となっている。前回集計より価格転嫁率が悪化した都道府県は、発注企業別の所在地ごとに集計した価格転嫁率では13の地域で全体の28%、同様に受注企業の所在地ごとに集計した価格転嫁率では12の地域で全体の26%であり、いずれも全国の7割以上の地域が改善している中で、鳥取県だけが突出して著しく悪化していることが分かる。

エ 価格転嫁については、令和8年2月2日に「鳥取県版政労使会議」を開催し、価格転嫁の推進を目玉とした共同宣言を採択したほか、価格転嫁を進めるうえで重要な役割を持つ取適法（中小受託取引適正化法）が今年1月に施行され、本来であれば価格転嫁を加速させるはずであったにもかかわらず、価格転嫁率が大幅に悪化した状況を鑑みると、現在の鳥取県が重要な局面を迎えているに他ならない。

オ 価格転嫁率が100%未満は取引の当事者の誰かが損をしている状況で、この状態が長引けば長引くほどボディーブローのように企業の体力を奪っていくこととなる。このたび明らかになったこれらの数値は、他県と比較しても鳥取県内企業の「通常の事業の賃金支払能力」が急速に弱まっていることを示している。

カ 上記の「賃金決定の原則」を踏まえた使用者側の最低賃金見直しの根拠は以下のとおりである。

物価上昇に伴う実質的賃金の目減り部分の補填

安定した経営を前提とした、安定した雇用の確保

キ 以上の主張を基礎として審議を重ね、令和8年度の最低賃金の金額を第2の(3)のとおり提示した。

## 第5 公益委員の見解

公益委員としては、労働者側・使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重しつつ、金額の一致を目指し、労働者側・使用者側との3者による審議を9回にわたり重ねてきたところではあるが、残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消す

るに至ることができなかった。

#### ( 1 ) 公益委員の姿勢

ア 先述したように、公益委員としては、労働者側・使用者側のどちらに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から労使双方を尊重することを最も大切にしている。

イ また、最低賃金法第 1 条の規定する「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」という法の目的に適うことを常に念頭に置き、かつ、同法第 9 条第 2 項の規定する「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」という「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の法定の 3 要素を基準として審議しなければならないことを忘れてはならないのであり、それ以外の指標をもって基準としてはならない。

ウ 加えて、鳥取県最低賃金専門部会において、公益委員は、常に、労働者側・使用者側の意見に耳を傾けなければならないのは当然のことながら、労働者側・使用者側の委員は、事実と根拠に基づいた数字をもって鳥取県における地域別最低賃金のあるべき額を提示する。つまり、公益委員は、独自の見解を展開することによって金額決定をするのではなく、労働者側・使用者側の委員の示した事実と根拠に基づいて提示した金額が適当であるか、不当であるかの判断をすべきであり、それ以上の判断も、それ以下の判断もするものではない。

エ そのため、この公益委員見解で示される金額は、労働者側・使用者側の委員それぞれが根拠ある主張を行った結果、議論が膠着したために、それぞれの主張の当不当を判断したうえで、やむを得ず提案するものである。

オ さらに、公益委員は、その名の通り、公益を代表する委員である。そのため、多くの県内労働者及び使用者のみならず、鳥取県内で生活するあらゆる人の声に耳を傾けなければならない。使用者側委員が経営者の代表であり、労働者側委員が労働者の代表であるのと同様に、公益委員は広く鳥取県内で生活する人たちの代表である。そのことから、各種アンケート調査から見えてくる・聞こえてくる鳥取県内で生活する人たちの声を無視することは許されず、最大限尊重することを使命としていることを肝に銘じなければならない。

カ 本年度も残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するに至ることができなかったため、公益委員としては、鳥取県の現状及び労使双方が主張した意見を踏まえたうえで、公益委員が広く鳥取県内で生活する人たちにとって必要であると考える本年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示する。

#### ( 2 ) 結審日の決定について

鳥取県最低賃金専門部会は、ここ数年、少なくとも令和に入ってから 8 月上旬の結審を常としている。本年度もこの先例に従わない理由はないことから例年同様 8 月上旬、今年度においては 8 月 7 日を結審日とした。

#### ( 3 ) 最低賃金に対する考え方

ア そもそも、最低賃金とは、古くは市民革命による社会変革によって、私的自治・契約自由の名の下に、強者たる資本家と弱者たる労働者が、不平等な雇用・労働契約を締結せざるを得

なくなったことを原因とする貧富の差の是正のために導入されたものである。換言すれば、労働者の貴重な労働力を資本家に安く買い叩かれたいために、私的自治・契約自由によるその最下限値を設定することによって修正するためのものである。

イ 実際、我が国においても近代市民法の大原則を体現した民法において私的自治・契約自由の原則は採用されており、民法第623条に「雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。」として、雇用契約についての規定を設けている。しかし、この雇用契約についてはどのような賃金額を設定しても自由に契約を結べることとなることから、労働者の貴重な労働力を資本家に安く買い叩かれる可能性は否めない。そこで、特別法として、最低賃金法を制定し、この雇用契約の自由における賃金額の下限値を定めること、つまり、雇用契約の自由に対して修正をかけることにより、資本家よりも弱い立場にあるといわれる労働者の生活を保障しようとしているのである。そして、この労働者の生活の保障については、日本国憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」・同第2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」といういわゆる生存権の保障に基づいて行われなければならない。このことは、最低賃金法第9条第3項の「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という部分に顕れている。

ウ このように、最低賃金は、本来的には、優位な立場にある使用者と保護の必要性の高い労働者との対立軸の中で設定され、労働者を如何に保護すべきかという観点から論じられるべきである。しかし、現在の使用者は、本来的な資本家とは異なり、完全に優位な立場にあるとはいえず、特に、鳥取県においては、中小企業・小規模事業者がその大半を占めており、労働者と同様の弱い立場にあるといえる。そのため、現在の最低賃金を考える際には、労働者対資本家という対立を主軸に置くのではなく、労働者と使用者との協働を主軸に置くべきと解する。また、鳥取県最低賃金専門部会の審議においても労働者側委員・使用者側委員は対立関係ではなく、労働者側委員及び使用者側委員並びに公益委員はともに鳥取県にふさわしい最低賃金額の決定を目指す仲間として、協働する関係であることは、本審議会の審議において重ねて申し上げているところである。

エ 多くの労働者からすれば賃金が上がるに越したことはないかもしれない。しかし、上げることにより使用者の経営を圧迫し、そのことにより経営の継続が不可能となれば、労働者がその貴重な労働力を提供する場を失うこととなる。そのことは、労働者・使用者共に生活の基盤を失うこととなる。つまり、最低賃金をただただ上げさえすれば良いという議論は、労働者を保護するという意味の本来的な最低賃金制度の趣旨も、労働者と使用者の協働の中で考えていくという現在的な最低賃金制度の趣旨も没却するものであるため、厳に慎むべきものである。鳥取県最低賃金専門部会においては、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定を目指すべきと考える。

オ 最低賃金は、当然のことながら、労働者を雇用するすべての企業に適用されるものである。足下の各種物価上昇、特に、各種生活必需品の値上げ等を踏まえ、その引上げは、最賃額の

近傍層の人をはじめとする県民各層の生活水準や消費者行動に直結する強いメッセージ性を帯びるものである。また、最低賃金額の引上げには企業にコスト増を伴うものであるが、経済活動をみた場合、中期的には人や未来に向けた投資であるともいえる。企業による更なる生産性向上の取組及びそれを支援する助成金等各施策並びに企業間の取引慣行の見直し及びそれを促す各省庁の施策・取組が相まって、賃上げの環境が整えば、巡り巡って地域経済の活性化や地域間格差の解消につながるものと期待し得る。

カ もっとも、エネルギー価格をはじめとする原材料費の高騰は企業収益を圧迫しており、特に下請けの中小企業・小規模事業者等で原材料費の上昇分を製品価格に転嫁し切れていない等、賃上げ原資の確保が厳しい業種・規模の企業がある点には、より細心の注意を払うべきであり、そのことにより、持続可能な賃上げによる、労働者と使用者が共に豊かになる鳥取県に適した最低賃金の策定に資するものとする。

キ 最低賃金についての本来の趣旨を考えた場合、最低賃金を上げる目的は、(とりわけ賃金の低い)労働者の生活の安定はもちろんのこと、それによって労働力の質的向上・事業の公正な競争の確保・経済の健全な発展にあり、労働者だけでなく企業や社会全体のためにある点に改めて留意する必要がある(最低賃金法第1条の理解)。その上で、労働者の賃金を守る企業努力は、いずれ企業の成長や地域社会・経済の発展として還元されるものであることを鳥取県最低賃金審議会委員及び鳥取県最低賃金専門部会委員全員で共有したいと考える。

ク これらの考えを背景として、今年度の最低賃金の改正は、今後、広く県民各層が前向きな行動に一步踏み出せるようなメッセージとなることを希望している。

### (3) 目安額に対する受け止め方

ア そもそも、中央最低賃金審議会が示す目安額については、中央最低賃金審議会会長のメッセージ・令和8年度目安小委員会報告にもあるように、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」とことを確認している。とはいえ、厚生労働大臣の諮問により中央最低賃金審議会において適正な手続きを経た上で示されている目安額であることから、たとえ中央最低賃金審議会において全会一致に至っていませんとも、正当に示された目安額であるとして尊重し、参酌しつつ議論を進めるべきである。

イ 目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないとのことから、鳥取県最低賃金専門部会における最低賃金額の金額審議においては、当然、「目安額どおりの金額」・「目安額を超える金額」・「目安額を下回る金額」での結審が想定される。

ウ しかしながら、「目安額どおりの金額」・「目安額を超える金額」での結審に対して、「目安額を下回る金額」での結審については、たとえ法的拘束力がなくともより慎重な姿勢が必要となろう。というのも、中央最低賃金審議会が示す目安額は、これだけの金額の賃上げは最低でも必要であろうとして示されるものであろうし、実際、ここ数年の全国の地方最低賃金審議会における最低賃金額の策定状況を鑑みるに、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく超える金額での結審をすることはあっても、目安額を下回る最低賃金額での結審をしている都道府県は存在していない。そのことから、中央最低賃金審議会が示した目安額を下回る最低賃金額を策定する場合には、そもそも、中央最低賃金審議会が示した目安額につい

て、明白かつ重大な手続き上の瑕疵が存在していること、または、中央最低賃金審議会が示した目安額が鳥取県に限って不当な額となっており、その目安額を下回ることについて、緊急性・必要性・許容性が認められる特別な状況に置かれていることのいずれかの条件が認められる必要があると解する。

エ また、「目安額を超える金額」での結審の場合であっても無制限に超過してよいものと解すべきではない。目安は、厚生労働大臣の諮問により適正な手続きによって中央最低賃金審議会から全国４７都道府県の地方最低賃金審議会及び都道府県最低賃金専門部会へ示されるものである。そのため、目安を無視してはならないのであって、あくまでも尊重の対象としなければならない。ゆえに、大幅な「目安額を超える金額」は、目安を無視することに他ならないのであって、厳に慎まねばならない。ここにいう大幅な「目安額を超える金額」については、鳥取県最低賃金専門部会では、１０円以上を想定しており、目安額を上回る金額が９円までは通常の「目安額を超える金額」の範疇であると考えている。

オ 本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額については、「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の３要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、真摯に議論を重ねられ、本年度は、物価の影響を充分考慮すべきという労使共通の認識から、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金近傍で働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視し、Ｃランクにおいては５６円との目安額が示された。

カ 本年度の中央最低賃金審議会が示した目安額５６円については、労使双方が賛成しないまま示されたことについて大変忸怩たる思いはあるものの、中央最低賃金審議会において厚生労働大臣の諮問により、法令に則った適正な手続きを経た上で示されたものであることから、公益委員としては、今年度も中央最低賃金審議会の示した目安額を尊重し、これを基礎として議論を進める姿勢は異ならず、この５６円の目安額を尊重し、議論を進めたところである。

#### （４）発効日についての考え方

ア 令和７年度においては、多くの地域において発効日を大幅に遅らせたところが多かった。

例年とは異なり、１１月以降の発効と指定した地域も目立ったが、特に６つの県においては越年発効をしたこともあり、大いに注目を集めたところである。

イ 発効日は、原則として、法定発効（最低賃金法第１４条第２項前段）であるべきと考える。

そもそも、法が予定している発効日が法定発効であり、例外的に用いるものが指定日発効（最低賃金法第１４条第２項後段）であることから、原則と例外を取り違えるべきではなく、例外である指定発効を用いる場合は限定されるべきである。その際、発効日を遅らせる必要性和許容性を勘案すべきであるのであって、安易に発効日を遅らせるべきではない。また、発効日は例年同じ時期にすることが、労働者・使用者のためにもなる。

ウ というのも、労働者側にとっては毎年同じ時期に賃上げが行われることに対する大きな期待があるであろうし、使用者側にとっては毎年同じ時期までに賃上げの原資を用意することに対する予測が可能となる。この労働者の期待感と使用者の予測可能性を超えてまでほかの時期に発効する必要性和、この期待感と予測可能性をある意味減退させることをどれだけ労働者と使用者の双方が許容できるかによって図るべきである。

エ ましてや、最低賃金の改定金額を上げる代わりにその発効日を異常に遅らせるなどという

賃上げの交渉材料にすることは厳に慎まねばならない。

#### (4) 金額提示について

労働者側委員の示した金額提示について

労働者側委員が最終的に示した、現行の最低賃金額 1,030 円から 70 円引上げの 1,100 円について公益委員としての考え方を述べる。

最終提示額である 1,100 円については、アンケート調査により多くの労働者及び使用者が本年度のあるべき鳥取県の最低賃金額として示した金額であり、公益委員としても大いに尊重したい金額ではある。

しかし、目安を尊重するという鳥取県最低賃金専門部会としては、目安額からの乖離は 9 円までと考えている。そのため、現行の 1,030 円に本年度の C ランクの目安額である 56 円を単純に加えた金額である 1,086 円に 9 円を加えた 1,095 円が今年度の最低賃金としては上限額と考えている。そのため、1,086 円から 14 円引上げることとなる 1,100 円については、5 円の超過が認められるため、公益委員としては賛同することはできない。

なお、目安額尊重の考え方については、絶対的なものではなく、目安額に 9 円を超える金額を上乗せする緊急性・必要性が認められる場合については、この限りではない旨申し添えておく。

使用者側委員の示した金額提示について

使用者側委員が最終的に示した、現行の最低賃金額 1,030 円から 56 円引上げの 1,086 円について公益委員としての考え方を述べる。

最終提示額である 1,086 円については、単純に本年度の C ランクの目安額である 56 円を現行の鳥取県最低賃金額 1,030 円に加えたものであり、公益委員としても大いに尊重したい金額ではある。

しかし、目安ありきの審議をしないという鳥取県最低賃金専門部会としては、これまで、使用者側委員も労働者側委員も目安には根拠がないとの主張を展開しており、実際に、中央最低賃金審議会が示す目安は、中央最低賃金審議会の労働者側委員も使用者側委員も賛同のうえ提示されているものではないことから、使用者側委員も労働者側委員も目安には乗れないとの主張を繰り返してきている。そのため、使用者側委員が、かねてより根拠がないという数字をたとえ歩み寄りのためだとしても、公益委員としては賛同することはできない。

公益委員としての金額提示について

労働者側委員・使用者側委員の金額の提示及びその金額の基礎となった根拠を総合的に勘案し、公益委員としての金額を提示したい。

先述したように、鳥取県においても、「労働者の生計費」・「賃金」・「通常の事業の賃金支払能力」の法定の 3 要素を基礎としつつ、中央最低賃金審議会において示された目安額を尊重・参酌しつつ、鳥取県において最も適切かつ、鳥取県で生活する人たちが納得できる金額に決定する必要がある。

##### a 「労働者の生計費」について

食料品やエネルギー価格をはじめとする生活必需品の価格高騰は一巡しておらず、消費者物価指数の高止まりが労働者の家計を圧迫し続けている。

特に鳥取県においては、公共交通機関の網羅率の観点から自家用車が通勤・日常生活における不可欠なインフラとなっており、ガソリン価格の高騰や車両維持費の増大、物流コスト転嫁に伴う地方特有の物価高が直撃している。

最低賃金近傍で働くパートタイム労働者や単身労働者等の生計費の実情を勘案すれば、実質賃金の低下を補填し、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するための改定が強く求められる。

この生計維持・生活防衛の観点は、各種アンケート調査の結果において最も多い希望額である１，１００円（労働者側の最終提示額でもある）の必要性を強く裏付けているともいえることから、一定の必要性は認められる。

#### b 「賃金」について

全国的な賃上げの潮流が加速する中、鳥取県と大都市圏や隣接県との間に存する賃金格差は、鳥取県の最重要課題である若年層や専門人材の県外流出を助長し、地域産業の衰退を招く構造的なリスクとなっている。

地域経済の基盤を維持するためには、他地域の賃金動向を捉えた格差是正への主導的なアプローチが不可欠である。

ここで、中央最低賃金審議会が示した本年度のＣランクの目安額５６円の妥当性を検証すると、目安額は全国的な統計データに基づき算出された一定の統一指標としては理解できるものの、地方独自の生活コストや深刻な人手不足に伴う人材流出の懸念といった鳥取県独自の実情を十分に織り込んでいるとは評価し難い。

単に目安額に従い１，０８６円（使用者側の最終提示額でもある）にとどめることは、他県との格差縮小を図り、県内への労働力定着を促す賃金の観点からの要求水準を充足するには不十分であるといわざるを得ない。

#### c 通常の事業の賃金支払能力について

鳥取県の産業の大半を占める中小企業・小規模事業者の経営環境は極めて厳しい状況に置かれているといえる。

原材料・燃料費等のコスト上昇分を充分には価格転嫁できていない取引構造上の課題が依然として残されており、収益性が著しく低下している事業者が少なくない。このことは、中小企業庁が２０２６年６月２６日に公表した「価格交渉促進月間（２０２６年３月）フォローアップ調査の結果」において、発注企業の所在地ごとに集計した鳥取県の価格転嫁率は３７．５％で全国最下位であるとともに、前回集計時からの下落幅１９％は全国１位であり、受注企業の所在地ごとに集計した鳥取県の価格転嫁率は３４．２％でこれも全国最下位であるとともに、前回集計時からの下落幅２０．９％は全国１位となっていることにも示されている。

また、近年の継続的な最低賃金の大幅な引上げにより、最底層の賃金底上げにとどまらず、事業場内における既存労働者（中堅社員等）との賃金逆転防止やバランス維持に伴う連動的な人件費全体の増大（実質的な人件費負担の倍増）が生じていることが懸念される。

通常の事業の賃金支払能力の観点から見れば、労働者側主張の１，１００円という大幅な引上げを短期間で受け入れることは、財務体力の乏しい事業者の事業継続を著しく圧迫し、

雇用の維持そのものを危うくするリスクが極めて高いのではないだろうか。

d 公益委員としての結論

以上の法定3要素を相互に検証・比較した結果、以下のように考える。

ア 生計費の上昇及び人材流出防止・賃金格差是正の観点からは、中央最低賃金審議会の本年度のCランク目安額どおりでの金額1,086円では、地方の実情に対して不十分な金額であり、これを上回る明確な改定の必要性が認められる。

イ しかしながら、通常の事業の賃金能力の限界及び雇用の安定確保の観点からは、各種アンケート調査の結果において最も多い希望額である1,100円までの引上げは企業経営に致命的な打撃を与える懸念を否定できない。

ウ したがって、以下、公益委員として、労働者側委員・使用者側委員双方の主張を拝聴したうえで提案する本年度のあるべき鳥取県の最低賃金額について述べる。

第8回専門部会において示された使用者側の主張金額は目安額を単純に加えた金額と同額である1,086円である。対して、労働者側の主張金額は1,100円であり、その中間値は1,093円となる。

また、中央最低賃金審議会において重視された連合集計による有期・短時間契約等労働者の時給賃上げ率（概算）6.18%を現行最低賃金額1,030円に適用した場合の額とも非常に近い値を示す。

よって、1,093円という中間値は妥当であると考ええる。

鳥取県においては、令和7年の人口が6,735人減少（昭和30年以降の集計で最大の減少幅で前年より減少幅が拡大）している。

自然増減では、27年連続の自然減少（昭和30年以降最大の減少幅）し、社会増減についても24年連続の減少となり減少幅は拡大しており、人材確保が重要な課題となっている。

そのため、最低賃金の引上げを通じた処遇改善及び人材定着への配慮も必要であるといえる【懸念事項】。

また、最低賃金はすべての事業者に適用される制度であって、中小企業・小規模事業者の中には価格転嫁が十分に進まず、賃上げ原資の確保に苦慮している事業者も存在する。

特に、鳥取県においては先述した中小企業庁による「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査の結果」において価格転嫁率が全国最下位となり、2025年9月時点と比べて20ポイントもの低下となっていることから、県内企業が賃上げ原資を確保することが困難な状況が窺われる【懸念事項】。

さらに、本年度のCランクの目安額は56円であり、昨年令和7年度の64円から8円後退していることから、中央最低賃金審議会においては、物価上昇率の鈍化や事業者を取り巻く環境にも一定の配慮がなされたものと考えられる。

こうした状況は、鳥取県においても同様であることから、目安額が昨年と比べて引き下げられたことにも一定の配慮が必要であると考え【懸念事項】。

v 【懸念事項】により、本年度の鳥取県の最低賃金は中央最低賃金審議会示す目安

以上の引上げが必要であることが認められると解する。

【懸念事項】及び【懸念事項】から、労働者側・使用者側の主張された提示金額の中間値である１，０９３円から一定程度の引き下げの必要があることが認められる。

以上を総合的に勘案すると、労働者側・使用者側の主張された提示金額の中間値である１，０９３円から３円を差し引いた額１，０９０円を本年度の鳥取県最低賃金額とすることを提示したい。

なお、この金額は、労働者側・使用者側の主張された提示金額の間に収まっていることはもちろんのこと、中央最低賃金審議会が示した本年度のＣランクの目安額５６円を現行の鳥取県最低賃金額１，０３０円に加えた額１，０８６円（使用者側最終提示額）以上であり、かつ、その乖離が４円であり、常識的な目安額との乖離額である９円以内であること、各種アンケート調査の結果での最も望まれる最低賃金額である１，１００円（労働者側最終提示額）との乖離が１０円以内であり許容し得る範囲内であることを確認のうえ提示するものとする。

#### （５）結論

現行の鳥取県最低賃金額１，０３０円を６０円（５．８３％）引上げる１，０９０円を本年度の鳥取県最低賃金額とすることを提示する。

なお、本提示内容及び提示額については、鳥取地方最低賃金審議会会長兼鳥取県最低賃金専門部会部会長が執筆し、鳥取地方最低賃金審議会公益委員に対し、令和８年８月６日に緊急招集した鳥取地方最低賃金審議会公益委員会議において提案し、公益委員全員の合意をもって決定したことを申し添える。

以　上

令和８年８月７日

鳥取地方最低賃金審議会・鳥取県最低賃金専門部会　公益委員

|              |         |
|--------------|---------|
| 執筆・審議会会長兼部会長 | 佐　藤　　匡  |
| 審議会委員兼部会長代理  | 石　川　真　澄 |
| 審議会会長代理兼部会員  | 中　野　　聡  |
| 審議会委員        | 木　原　奈穂子 |
| 審議会委員        | 道　前　　緑  |